

**市立大町総合病院 東棟冷温水発生機等改修事業に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

**(総則)**

第1 この実施要領は、市立大町総合病院（以下「発注者」という。）が市立大町総合病院東棟冷温水発生機等改修事業（以下「本事業」という。）を発注するにあたり、事業実施に必要な機能や仕様書等を踏まえ、公募型プロポーザル方式により、事業者からの技術提案を受け、技術的に最適な者を特定するために必要な事項を定めるものとする。

**(対象業務)**

第2 本手続きの対象事業は、以下のとおりとする。

(1) 事業名

市立大町総合病院東棟冷温水発生機等改修事業

(2) 業務内容

- ①冷温水発生機等改修に係る現地調査業務
- ②冷温水発生機等改修に係る施工計画作成業務
- ③既存冷却塔等の解体、撤去、運搬、廃棄業務
- ④空冷ヒートポンプチラー等の調達、設置業務
- ⑤屋上床補修工事
- ⑥上記に付随する仮設工事、配管設備工事及び配線・電気設備工事
- ⑦施工管理及び進捗管理業務
- ⑧その他上記に関連する業務

(3) 事業場所

大町市大町 3130 番地 市立大町総合病院

(4) 事業期間

事業のスケジュールは次のとおりとする。なお、協議により変更することがある。

契約締結の日から令和9年3月12日まで

(5) 上限提案価格（消費税及び地方消費税額を含む。）

総額 160,000,000 円

(6) 事業の概要

- ①既存冷却塔解体、撤去、運搬、廃棄業務

既存冷却塔等の解体及び撤去工事については、国土交通省建築物解体工事共通仕様書に準じ、石綿含有建材の事前調査を行ったうえで設計、施工する。

- ②空冷ヒートポンプチラー等調達、設置業務

空冷ヒートポンプチラー設置工事については、発注者が別に指定した仕様の空冷ヒートポンプチラー（同等品可）を参考に設計し、施工する。

### ③屋上床補修工事

既存屋上床の浮き部分の土間コンクリートを撤去、処分し、補修する。

### ④上記①から③に付随する工事または業務

仮設工事、配管設備工事及び配線・電気設備工事等

※詳細は、別紙「要求水準書」のとおりとする。また、更新器機の概要については、別紙「基本仕様」を参照のこと。

## (7) 留意事項

①本事業の上限提案価格については、契約金額の上限を示すものであり、発注者が当該金額で契約するものではない。

②本公募参加者のうち、要求水準書第1の2本事業の基本方針を汲み取り、審査基準により最も優れた提案を行った者を契約の優先交渉権者として選定する。

## (参加資格)

第3 本手続きに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、以下に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長野県又は大町市の入札参加資格名簿に登録されている者で、大町市内に本店又は支店を有し、「建築一式」又は「管工事業」として建設業の許可を受けている単体企業若しくは建設共同事業体（以下「共同体」という。）であること。
- (3) 共同体の構成員は、本公募への参加申込時に全構成員を明らかにするとともに、代表者を構成員の中から1者を定めるものとする。なお、代表者は、大町市内に本店又は支店を有する者で、発注者との連絡窓口や契約等諸手続きを行う者とし、構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。
- (4) 長野県又は大町市から競争入札に関し指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 大町市暴力団排除条例（平成24年大町市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

## (実施スケジュール)

第4 公告から技術提案書の特定までのスケジュールは以下のとおりとする。

項 目	日 程
公告（発注者HP掲載）	令和8年5月18日（月）
実施要項等に関する質問の受付期間	公告日から令和8年5月29日（金）まで
参加表明書の受付期限	公告日から令和8年6月1日（月）まで
要求水準書等に関する質問の受付期間	公告日から令和8年6月1日（月）まで
技術提案書の受付期限	令和8年6月15日（月）まで
提案審査（プレゼンテーション）実施日	令和8年6月22日（月）
最優秀提案者の決定	審査日から7日以内
契約日	令和8年6月下旬以降

#### （担当部署）

第5 本手続きに関する担当部署は以下のとおりとする。

〒398-0002 長野県大町市大町 3130 番地  
 市立大町総合病院 事務部総務課庶務係  
 TEL 0261-22-0415 FAX 0261-22-7948  
 E-mail shisetsu@hsp.city.omachi.nagano.jp

#### （手続き開始の公告）

第6 本事業の手続きを開始するときは、業務の内容、技術提案書の提出者に必要とされる要件、参加表明書及び技術提案書の作成、提出に係る事項等を公告するとともに、発注者のホームページに掲載する。

#### （審査委員会の設置）

第7 本手続きにおける技術提案書の特定に関する事項を審議するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、事務長を委員長として、大町市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱した委員をもって組織する。
- 3 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

#### （募集要領等に関する質問の受付及び回答）

第8 質問は、文書（様式集参照）により電子メール又はファックスで提出すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を併記すること。

##### （1）受付期間

公告日から令和8年5月29日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

上記第5に同じ。

(3) 回答方法

質問を受理した翌日から2日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に質問者に対してメール又はファックスするほか、発注者ホームページ上で随時公開する。

**(参加申込)**

第9 本手続きへの参加の希望を表明する者は、参加表明書のほか必要な書類を提出することとする。なお、参加表明書等の提出期限及び提出方法等については以下のとおりとする。

(1) 提出期限

令和8年6月1日(月)午後5時15分必着

(2) 提出場所

上記第5に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

以下の書類を各2部(正本1部、副本1部。副本は複写可)提出すること。

①参加表明書【様式2-1】

②誓約書【様式2-2】

②構成企業届【様式2-3】(共同体を構成する場合)

③企業概要【様式2-4】

④事業実績調書(参加者)【様式2-5】

**(参加資格審査結果)**

第10 本手続きへの参加資格の確認審査を担当部署において実施後、参加表明書の提出者へ参加資格審査の結果をメールにより通知する。また、本公募の参加要件資格を満たさなかった者に対しては、参加資格要件を満たさなかった旨を書面(非該当通知書)により通知する。

**(要求水準書等に関する質問の受付及び回答)**

第11 質問は、文書(様式集参照)により行うものとし、メール又はファックスで提出すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を併記すること。

(1) 受付期間

公告日から令和8年6月1日(月)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く、

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出場所

上記第 5 に同じ。

(3) 回答方法

質問を受理した翌日から 2 日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に質問者に対してメール又はファックスするほか、発注者ホームページ上で随時公開する。

**(技術提案書の提出)**

第 1 1 技術提案書の提出者として選定された者は、技術提案書のほか必要な書類を作成し提出することとする。

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 15 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法

持参すること。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部 (副本は複写可)

(4) 提出書類

技術提案書【様式 3-1】の他に次の書類を作成し提出すること。

- ①事業実施方針 (任意様式)
- ②配置技術者の経歴等【様式 3-2】
- ③協力事業者調書【様式 3-3】
- ④施工方法及び環境・安全への配慮に関する提案 (任意様式)
- ⑤維持管理に関する提案 (任意様式)
- ⑥事業工程表 (任意様式)
- ⑦提案価格書【様式 3-4】

**(技術提案書の審査及び特定)**

第 1 2 本要領及び要求水準書等に基づき提出された技術提案書について、評価基準に基づき審査を行い、本事業について最適な者を特定する。

(1) 審査の流れ

- ①技術提案書の評価は、提出された提案書及び関係資料とプレゼンテーションの内容を踏まえ、総合的に評価を行う。
- ②1 者のプレゼンテーションの時間は、発表 20 分以内、質疑応答 10 分程度の合計 30 分を標準とする。なお、会場、プロジェクター (HDMI 接続) 及びスクリーンは発注者で用意するものとし、パソコンその他必要機材は参加者が準備すること。

- ③プレゼンテーションの順序は、参加表明書の受付順に実施する。
- ④プレゼンテーションを行う参加者の出席人数は4名以内とする。
- ⑤プレゼンテーションは、令和8年6月22日（月）に開催する予定である。なお、会場は発注者会議室とし、詳細は参加者に別途通知する。

(2) 審査の方法

- ①基礎的事項を確認し、以下の場合は失格とする。
  - ア 応募者が他の応募者との連携又は再委託の協力事業者となっている場合
  - イ 協力事業者が長野県又は大町市から指名停止措置を受けている期間中である場合
  - ウ プレゼンテーションに出席しない場合
  - エ 提案価格が提案上限額を超える場合
  - オ その他、実施要領等の条件を満たしていない場合
- ②審査は、審査委員会が、同種・類似事業の実績、配置技術者の実績、事業計画・施工・施工管理、特定テーマ実現への提案、維持管理に関する提案、環境・安全への配慮、その他独自の提案、提案価格の妥当性・整合性、プレゼンテーションにおける、説明・質問への回答等の適格性などの観点から総合的な審査を行う。
- ③審査の結果、総合得点が参加者の中から、総合得点の最も高い提案をした参加者を契約の優先交渉権者とする。
- ④審査に係る評価及び採点に関する異議は受け付けない。

(3) 評価基準

技術提案書の評価基準を次のとおり定める。

評価項目	評価事項	配点
事業者評価	地域経済への波及効果	5
	同種・類似事業の実績	5
	配置技術者の保有資格及び実績	5
業務評価	事業計画、施工方法に関する提案	30
	環境・安全への配慮	10
	維持管理に関する提案	10
	その他独自の提案	10
事業費	提案価格の妥当性、整合性	20
その他	プレゼンテーションにおける、説明・質問への回答の的確性	5
合計		100

(4) 優先交渉権者の選定方法

本事業における優先交渉権者の選定において、技術提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本事業の実施に係る提案書の提案内容と提案価格を総合的に

評価し、以下のとおり、優先交渉権者を選定する。

- ①審査委員会委員の採点を集計し、各評価項目の評価結果が発注者の想定を上回りかつ評価点の合計が最も高い参加者を最優秀提案者に、最優秀提案者の次に高得点を得た者を優秀提案者（次点者）として選定する。
- ②合計点の最も高い者が2者以上あるときは、提案価格が低い者を上位者とし、それでもなお同点の場合は、審査委員の意見交換を行ったうえで、審査委員の投票により決定する。
- ③提案者が1者の場合は、技術提案書の評価を行ったうえで、評価点が最低基準点（提案価格点以外の採点結果が満点の6割）以上の場合のみ、審査委員の協議により、適当と認められる場合には、最優秀提案者として選定する。

(5) 審査結果の通知

審査を受けた全ての参加者の代表者に対して、令和8年6月26日（金）までに審査の結果を通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

- ①非選定者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、通知する。
- ②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面（様式自由）により、管理者に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により行う。
- ④非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(ア) 受付場所

上記第5に同じ

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(エ) 受付方法

持参により提出すること。

**（契約に関する事項）**

第13 契約に関する事項は以下のとおりとする。

(1) 契約の成立要件等

契約の締結は、選定された優先交渉権者と発注者との間で協議の上、地方公営企業法施行令第21条第13項第2号の規定による随意契約により、本事業の実施に係る契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額は、優先交渉権者の提出した提案書の内容を精査し、提案価格について協議の上、決定する。

(3) その他

本要領及び要求水準書に定めのない契約に係る契約保証金、支払条件等は、閲覧に供した建設工事請負契約約款に準拠する。

**(その他留意事項)**

第14 本手続きにおける留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 本手続きに係る諸経費等、一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は、選考以外の目的には使用しない。
- (3) 提出された技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (4) 提案内容については、必要に応じてその概要を公表することがある。
- (5) 提出期限までに参加申込書を提出しない者は、技術提案書を提出することができない。
- (6) 参加者は、発注者が提供した資料等を本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。
- (7) 参加申込書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提出された参加表明書及び技術提案書は、審査終了後原則として大町市情報公開条例（平成15年条例第2号）に基づき公開する。ただし、非公開を求める場合はその旨を参加申込書及び技術提案書に記載することとし、記載なき場合は公開に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。
- (9) 上記(8)において、優先交渉権者が決定されるまでの間であれば技術提案書の公開についての意思を変更することができる。この場合（様式自由、ただしA4判とする。）にて、その旨を提出すること。
- (10) 天災その他やむを得ない事由により審査等が実施できない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがある。
- (11) 実際の施工については、提出された提案書に記載した提案に基づき、これを満たす設計・施工を行うものとする。受注者の責により、提案内容を満たす設計・施工が行われない場合は、再度の設計・施工を行うか、それが困難である場合には、契約金額の減額を行うこととし、損害賠償の請求を行うこともある。
- (12) 発注者ホームページ上にて、本事業に関する情報提供を適宜行う。
- (13) 本手続きに関し、公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領（平成15年告示第44号）により、管理者に対して苦情を申し立てることができる。